

## 最新判決情報

2014 年  
[7 月分]

### ○ランドリータイム事件

知財高裁 H26.7.17 H26(行ケ)10036 審決取消請求事件(股楽隆一裁判長)

第 3 類「せっけん類ほか」を指定商品とする登録商標「ランドリータイム」(右図)が、不使用取消審判により取消されたので、当該審決の取消しが求められた事案である。

ランドリータイム

なお原告被告とも名称を株式会社サンワードというため紛らわしいが、原告(株)サンワードは東京都日野市の法人であり、被告(株)サンワードは熊本市の法人である。

原告(商標権者)と被告(不使用取消審判請求人)の間では、平成 19 年 8 月 31 日付で本件登録商標の譲渡を含む営業譲渡契約書が締結されていたが、被告へ商標権が移転登録されることはなく、また譲渡契約後から移転登録されるまでの間における被告による本件商標の使用が可能か否か、つまり使用許諾の有無についての取り決めはなかった。

しかし、営業譲渡を受けたことから、被告は本件商標の使用を開始した模様であり、この点を捉えて原告は、黙示の使用許諾に基づく被告通常使用権者による使用があったとして、審決の取消を求めたのである。

なお、本件不使用取消審判は、平成 25 年 2 月 18 日に請求されているが、それに先立つ事情として、被告は平成 24 年 4 月 27 日に熊本地裁に対して、本件商標権の移転登録を求めて提訴し、熊本地裁はこれを認める判決をしたが、原告はこれを福岡高裁に控訴した。

一方、原告は、原告と被告が平成 23 年 12 月に本件契約を合意解約した旨、そして平成 24 年 2 月 22 日と同年 3 月 23 日に被告に対して本契約を解除する旨の意思表示をしたと主張している。

ただし、本件取消審判の請求登録日は平成 25 年 3 月 7 日であるので、たとえ原告による契約解除の意思表示が有効であったとしても、使用の要証期間の開始は平成 22 年 3 月 7 日以降であるので、解約されるまでは被告による使用は要証期間内の使用ということになる。

以上のような複雑な状況において知財高裁は、原告の主張を認め、通常使用権者としての被告による使用があったとして、審決を取消した。

けだし、原告は被告に対して営業譲渡をしているのであり、その一環として本件商標権の譲渡が盛り込まれていることは、被告が譲り受けた営業を開始するためには本件商標の使用開始が必要とされることから当然であり、本件契約から移転登録までの間、被告が本件商標を付した商品の販売を停止することまで本契約が求めているとは解し難いとしている。

これに対して被告は、被告が本件商標を使用したのは、被告の出所を表示するためであり、被告の使用によって本件商標に化体した信用が原告に帰属するような状況ではなく、また原告は義務である移転登録を拒絶しておきながら、本件訴訟において被告の行為を自己に有利な事実として主張することは信義則に違反するとも主張した。

しかし、移転は登録が効力発生要件である以上、それまでは原告が商標権者であることに変わりはなく、他方、移転登録を受けていない被告による使用は通常使用権者による使用にとどまるというほかはなく、結局のところ、判決の言うとおりの結論となろう。

被告が主張する信義則の点についても判決は、原告と紛争が生ずるまでの間、被告が原告に対して本件商標権の移転登録を求めていた形跡も伺えない上、これからでも被告は原告に移転登録を求められるし、そのため訴訟も現に別途係属しているのであるから、信義則違反とまではいえないとしている。

仮に、原告が被告との商標権譲渡契約を締結した後に、被告が使用を開始した場合、本件では通常使用権者による使用となるが、さらに原告が第三者Cに本商標権を譲渡し、被告より先に移転登録が完了した場合、被告は新しい商標権者Cに通常使用権の存在を対抗主張することはできないので、その時点から商標権を侵害する事態となる。

やはり、譲渡契約書には、移転登録手続きに関する条項を必ず記載しておく必要がある。

なお、営業譲渡が行なわれても、必ずしも商標権の移転が含まれるものではないとしたレイシオフィン事件判決（東地判 H25.7.25）がある。

## ○トリートメントドライ事件

### **知財高裁 H26.7.17 H26(行ケ)10037 審決取消請求事件(設楽隆一裁判長)**

原告商標権者が日野市の(株)サンワードから相模原市の個人 EK 氏となり、対象商標が登録商標「トリートメントドライ」に替わっただけの、同一の被告熊本市の(株)サンワードに対する上記ランドリータイム事件と同趣旨の判決である。

原告 EK 氏が被告に通常使用権を許諾する旨の黙示の合意は、上記ランドリータイム事件における原告(株)サンワード(日野市)と被告(株)サンワード(熊本市)との間で締結された営業譲渡契約によって認められているが、別件原告(株)サンワード(日野市)と本件の原告個人 EK 氏との関係は、判決からは明らかではないようである。

## ○ハイ・ベックドライ事件

### **知財高裁 H26.7.17 H26(行ケ)10038 審決取消請求事件(設楽隆一裁判長)**

上記トリートメントドライ事件の個人の商標権者 EK 氏を原告とし、対象商標が登録商標「ハイ・ベックドライ」に替わっただけで、同一の被告(株)サンワード(熊本市)に対する同趣旨の判決である。

本件においても、原告 EK 氏の商標権が被告に移転された旨の契約があったことは、最初のランドリータイム事件判決における原告(株)サンワード(日野市)と被告(株)サンワード(熊本市)との間における営業譲渡契約によって認定されているが、本件判決からも、日野市の(株)サンワードと相模原市の EK 氏との関係は明らかでない。

ちなみに、ネット上で「ランドリータイム【ハイベック本舗】」を見ると、「ハイ・ベック/ランドリータイム」「ハイ・ベック/トリートメント・ドライ」、そして「ハイ・ベック/洗濯助剂」など、本件商標を使用した商品が並べて通販されている。店舗情報として Web 店舗はハイ・ベック本舗、実店舗がハイ・ベック大分であり、主要取引先が被告熊本市の(株)サンワードとなって居り、同社の商品が販売されていることが分かる。

判決では、このような被告による使用を、原告からの黙示の許諾による通常使用権者による使用と判断した模様であるが、現実の商標権者が誰であろうと、現実の側面からは、需要者からは被告が使用者であり、商標に化体した需要者からの信用も被告に帰属しているように見える。